

議第24号

高島市交通指導員設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明

---

高島市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

高島市交通指導員設置条例（平成17年高島市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。